

鶴岡市農業委員会第5回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和6年4月11日(木) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 金野 匡良 3番 伊藤 由紀子 5番 野村 恵 6番 工藤 久子 7番 小林 博 8番 渡部 修 9番 丸山 伸一 10番 石井 光明
出 席 推進委員	2番 井上 克浩 3番 石川 守 5番 齋藤 万里子 6番 齋藤 和博 7番 新館 登 8番 齋藤 政伸 9番 菅原 輝康 10番 河井 健次 11番 富樫 初 12番 黒井 涼子 13番 若生 正人 14番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	2番 菅原 仁委員 4番 鈴木 聡委員、 1番 森 秀弘推進委員、 4番 齋藤 功推進委員、15番 齋藤 智推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 調整専門員 伊藤 淳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 静 主事 奥山 立 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室主査 渡部 千歌 櫛引分室調整専門員 鈴木 直司 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、2番 菅原 仁委員、4番 鈴木 聡委員、1番 森 秀弘推進委員、4番 齋藤 功推進委員、15番 齋藤 智推進委員であります。定足数に達しておりますので、只今より第5回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、9番 丸山 伸一委員、1番 金野 匡良委員を、指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 3 号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について 報告第 5 号 許可を要しない農地の転用について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第 3 号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明)《報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第 5 号 許可を要しない農地の転用について》
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	これは 3 条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。2 番 井上 推進委員。
2 番推進委員	推進委員 2 番 井上です。21 ページの藤 1、2、3 について、ご報告申し上げます。今週月曜日、事務局職員と現地を確認してきました。藤 2 については、自宅に隣接する畑で、3 件とも良好な管理と耕作が見込まれると現地で話をしてきました。以上です。
議 長	12 番 黒井 推進委員。
12 番推進委員	12 番 黒井です。26 ページの櫛 1 の案件についてご報告いたします。4 月 5 日に小林委員と事務局 1 名と私計 3 名で現地調査を行いました。受け手の方は、農業アルバイト経験 7 年の新規就農者ではありますが、申請地において、柿を栽培する計画となっております。今回受け手の要望により、賃貸借を行うものです。以上農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを報告いたします。
議 長	9 番 丸山 委員。
9 番 委 員	9 番 丸山です。申請番号羽 1、2、3、4、の件ですけれども、4 月 5 日午後 2 時より自分と齋藤推進委員と事務局 2 名と計 4 名で現地確認してきた結果、綺麗に管理されていたので、農地法第 3 条第 2 項各項に該当せず、すべての要件を満たしていたので、問題が無いということを確認いたしました。
議 長	3 番 伊藤 委員。

3 番 委 員	朝 1、朝 2 について、報告いたします。4 月 4 日航空写真による確認を行いました。21 ページの朝 1 の件ですが、対象地は受人の購入した住宅に近い農地で、現在は耕作されておらず、近隣の耕作者も取得する予定がないため、受人が耕作することで、遊休防止につながります。受人は、農業経験があり、また一緒に耕作する父も 20 年以上にわたり稲作の研究をされていた方で、今回の農地耕作に必要な農機具も購入しております。続きまして、朝 2 の件ですが、一般法人としての新規就農となりますが、農業経験者もあり、また組合員のほとんどは、地元の方である為、地元との協力も問題なく、耕作に必要な農業機械も揃えています。以上の事から、朝 1、朝 2 とともに、労働力、設備面、技術面から、効率的に耕作に取り組めると判断し、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当していないことを報告いたします。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。7 番 新館 推進委員。
7 番推進委員	7 番 新館です。21 ページの藤 1 は、申請事由が審判によるとありますが、競売物件でしょうか。面積を見ると 7 反歩くらいで、総額 14 万いくらとあり、これで正しい内容なのか、確認したいので、お願いします。
議 長	事務局。
事 務 局	事由が審判によるとありますが、こちらは裁判所に出したものになります。渡人が、相続財産清算人で、双方で、この金額と決めたものです。
7 番推進委員	わかりました。
議 長	ここで、暫時休憩とします。
	(休憩 9:48 ～ 9:50)
議 長	休憩を解き、審議を再開します。他に質問はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	5 条案件ですので、担当委員の現地報告をお願いします。13 番 若生 推進委員。
13 番推進委員	13 番 推進委員の若生です。朝 1 について報告いたします。4 月 4 日に全員で事務局において確認を行いました。申請人は、4 世代家族で、受人の住宅が、手狭になってきた為、現在の住まいの隣接地に住宅を新設するものです。なお土地名義は渡人のままなので、使用貸借権の設定となります。また対象地は道路に面した農用地区域外の農地で、農地周辺の営農活動に支障がないと判断したことを報告いたします。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。7 番 小林 博委員。
7 番 委 員	7 番 小林です。37、38 ページの櫛 2、3、4、につきまして、私に関わる案件となりますので、退室の許可を求めます。
議 長	退室を許可します。
	(7 番 委員退室)
議 長	それでは、37、38 ページの櫛 2、3、4 のみの審議となります。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。櫛 2、3、4 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、櫛 2、3、4 については議案のとおり決しました。7 番 小林 委員の入室を許可します。
	(7 番 委員入室)
議 長	櫛 2、3、4 以外での審議に入ります。質疑のある方はございませんか。9 番 丸山 伸一委員。
9 番 委 員	9 番 丸山です。35 ページの羽 5 は、自分の案件なので退室の許可を求めます。
議 長	退室を許可します。
	(9 番 委員退室)
議 長	それでは、35 ページ羽 5 のみの審議となります。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。羽 5 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、羽 5 については、議案のとおり決しました。丸山 委員の入室を許可します。
	(9 番 委員入室)
議 長	それでは、その他の案件について質疑に入ります。1 番 金野 匡良委員。
1 番 委 員	60 ページの機羽 66、67 は、自分に関わる案件ですので、退室の許可を求めます。
議 長	退室を許可します。
	(1 番 委員退室)

議 長	それでは、60 ページの機羽 66、67 の案件のみ審議いたします。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し、採決に入ります。機羽 66、67 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機羽 66、67 については議案のとおり決しました。金野 委員の入室を許可します。
	(1 番 委員入室)
議 長	それでは、今まで承認した案件以外で、質問のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようなので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)については、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 中間管理事業に関する促進計画(案)について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 4 号 中間管理事業に関する促進計画(案)について》
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。1 番 金野 委員。
1 番 委 員	106 ページの耕作者変更、羽 3 の受人の経営面積の数字は合っていますか。同じ受人の 78 ページの機羽 112 の案件では、34 町歩くらいになっているので、面積が違うのではないのでしょうか。
議 長	事務局からどうぞ。
事 務 局	羽黒分室の今井です。経営面積は、80 ページの 349,722 m ² ですが、106 ページには、借入の面積が記載されております。
1 番 委 員	そうすると、農地中間管理事業に関する促進計画(案)の中の経営面積というのは、借入面積という考え方になるのですか。
事 務 局	借入面積ではなく経営面積ですので、正しい面積に修正させていただきます。
議 長	よろしいですか。他に質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 4 号 中間管理事業に関する促進計画(案)について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 中間管理事業に関する促進計画(案)については、議案通り決しました。続きまして、議案第 5 号 農地中間管理機構による買入協議について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 5 号 農地中間管理機構による買入協議について》
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。

		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第 5 号 農地中間管理機構による買入協議については、議案通り決しました。以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第 5 回東部農地部会を終了いたします。
		閉 会 午前 10 : 00

議 長 石井光明

議 事 録
署名委員 丸 山 伸一

議 事 録
署名委員 金 野 匡良

